四街道市モニュメント新設業務委託仕様書

１.委託業務名　四街道市モニュメント新設業務委託

２.委託等の場所　四街道市役所

３.趣旨

本仕様書は、四街道市（以下「市」という。）が実施する四街道市モニュメント新設業務委託（以下「本業務」という。）に関して必要な事項を定める。

４.業務目的

本業務は、市のイメージアップ及び認知度向上に向け、市役所新庁舎に撮影スポットとなるモニュメントの制作・設置等を行うものとする。

５.業務期間　契約日の翌日から令和９年３月３１日（水）まで

６.設置予定場所　四街道市役所（別添図面参照）

※図面と現状建物と相違がある場合は現状を優先

７.業務内容

市民等が利用する撮影スポットとして、市に関する文字をデザイン化した立体的なモニュメント（以下「モニュメント」という。）の企画、デザイン、設計、施工等を行う。

また、モニュメントに付随して、市への寄附者の名前を刻んだ銘板と、銘板を掲示するパネル（銘板とパネルを併せて「寄附銘板」と呼ぶ）の両方を制作・設置する。

【モニュメント】

（１）モニュメントの寸法

モニュメント全体の寸法は、幅 6,000 ㎜、高さ 1,500 ㎜（基礎を除く）、奥行 900 ㎜程度とする。

ただし、提案内容により市と協議の上、変更可能とする。

（２）デザイン基本方針

・「YOTSUKAIDO」、「四街道」、「ヨツカイドウ」等の市に関する文字を視覚的に魅力あるデザイン表現とし、モニュメントの正面または主要な位置に配置すること。
・設置場所の雰囲気に調和するもので、可視性が高いデザインとする。
・市を代表するコンテンツ等をイメージしてデザインする。
・若者等をターゲットとするデザインとし、撮影スポットとなるよう、工夫したデザインとする。

・デザインの制作にあたっては、著作権等に配慮すること。

（３）素材

・一定の耐久性を持ち、設置後に想定される作用（風、雨、紫外線、第三者による乗りかかり、高温等による変形・変色等）に耐え得る素材とする。
・地震等の想定される災害への安全対策に考慮する。
・半永久的に設置することを想定し、少なくとも 20 年間は破損しないように、耐久性が高く、劣化しにくい素材とする。
・軽微な清掃作業や保守作業等で維持が可能なものとする。
・角部は丸め加工等を施し、通行者・児童への安全を確保する。
・表面の温度上昇に考慮する。

（４）照明

・内照式又は外照式により文字を照らす仕様とすること
・照明は LED 等の今後交換部品の調達が容易に行える光源を使用すること。また、簡易的な部品の交換が容易に行える設計とする。
・照明の制御については、次の機能を備えること。
　ア　周囲の明るさに応じて自動で点灯・消灯する明暗センサー機能（自動点滅機能）
　イ　あらかじめ設定した時刻に自動で点灯・消灯する時刻設定機能（タイマー機能）
　ウ　必要に応じて、手動での操作を優先できる切替機能（手動優先モード）
・品質担保の観点から、使用する全ての LED 照明は、施設照明の優れたノウハウを持つ国内メーカーの製品とする。
・供給電源は、設置予定箇所において単相 100V・15A の回路を 2 回路、巻止めの状態で引き渡すものとする。
・照明器具設置部には適切な排水勾配および排水処理を施し、冠水しないよう配慮すること。
・耐腐食性に優れたアルミニウム又はステンレス等、屋外使用に適した材質とすること。

（５）モニュメントの制作・設置

・モニュメントの設置方法及び設置場所については、市役所施設管理者との協議により決定する。
・設置場所は傾斜地となっているため、基礎部分にレベル調整機構を設ける等、モニュメント本体が水平を保つよう設計する。
・設置作業時は周囲に十分注意し、施設管理者等の指示に従い周囲の安全を確保する。
・設置日時については、市と受託者の協議の上、決定する。
・設置完了後、受託者は速やかに設置前後の写真、作業状況がわかる写真一覧（JPG 形式等）及びその他関連資料を市と受託者の協議の上、提出する。
・モニュメントの設置後は残部の埋戻し及び周辺整地を行い、周囲と違和感のない仕上

がりとすること。
・モニュメントの完成後から令和８年７月２５日頃までの間、雨水、直射日光、接触等による汚損・損傷を防止するため、養生シート等により適切に保護すること。養生方法及び養生期間の詳細については、市と協議の上、決定する。
・工事に伴う搬入経路や周辺安全確保、施行計画については事前に協議の上、決定する。

【寄附銘板】
（６）寄附銘板の寸法
パネルの寸法は、高さ 1,500 ㎜、幅 900 ㎜程度とする。
（７）デザイン
・銘板は大サイズ６枚程度、中サイズ１０枚程度、小サイズ５６枚程度として募集するため、これに合わせて銘板のサイズ・デザインに差をつけ、寄附銘板をデザインする。
・令和８年７月に寄附銘板を設置した後も、銘板をパネルに追加で設置することを想定して、設計、デザインする。
・パネルから銘板が容易に取れないように設置する。
（８）素材
・一定の耐久性を持ち、設置後に想定される作用（風、雨、紫外線、第三者による乗りかかり、高温等による変形・変色等）に耐え得る素材とする。
・地震等の想定される災害への安全対策に考慮する。
・半永久的に設置することを想定し、少なくとも 20 年間は破損しないように、耐久性が高く、劣化しにくい素材とする。
・軽微な清掃作業や保守作業等で維持が可能なものとする。
（９）寄附銘板の制作・設置
・寄附銘板の設置方法及び設置場所については、市役所施設管理者との協議により決定する。
・設置作業時は周囲に十分注意し、施設管理者等の指示に従い周囲の安全を確保する。
・設置等日時については、次のとおりとする。
ア　令和８年６月上旬までに寄附を行った寄附者については、市が寄附者リストを受託者に提供するものとし、受託者は当該リストに基づき、令和８年７月までに寄附銘板を設置する。
イ　設置後に寄附を行った寄附者については、市が追加の寄附者リストを受託者に提供するものとし、受託者は当該リストに基づき令和９年３月までに追加の銘板をパネルに設置する。
ウ　上記ア、イに定める設置時期のうち、詳細な日時については、現地状況を踏まえ

市と受託者において別途協議の上、決定する。

・設置完了後、受託者は速やかに設置前後の写真、作業状況がわかる写真一覧（JPG 形式等）及びその他関連資料を市と受託者の協議の上、提出する。

・寄附銘板の設置後は残部の埋戻し及び周辺整地を行い、周囲と違和感のない仕上がりとすること。

・寄附銘板の完成後から令和８年７月２５日頃までの間、雨水、直射日光、接触等による汚損・損傷を防止するため、養生シート等により適切に保護すること。養生方法及び養生期間の詳細については、市と協議の上、決定する。

・工事に伴う搬入経路や周辺安全確保、施行計画については事前に協議の上、決定する。

【備品等の調達】

（１０）開庁式の実施に必要となる備品等の調達

・ベールオフ備品（白色サテン地一重。サイズはモニュメント及び寄附銘板のサイズに準ずる※引っ掛かりにくく、破れにくいもの）

・ベール用備品（白手袋 20 双程度、紅白ロープ 2 本）

・その他備品については、市と受託者が協議のうえ決定する。

８.成果品

（１）「７.業務内容」中に示すモニュメント・寄附銘板の制作・設置及び LED 照明の設置

（２）「７.業務内容」に係るデザイン・基礎図、配線図、完成図、構造計算書、各種図面等については、その内容を市とあらかじめ協議を行うとともに、電子データ（Word、Excel、PowerPoint 等の形式）を市が指定する期日までに提出する。

（３）「７.業務内容」中に示す、設置の作業状況がわかる写真一覧については、市が指定する期日までに提出する。

（４）業務全体に係る完了報告書は、電子媒体（CD-ROM 等）にとりまとめ、市が指定する期日までに提出する。

９.履行期限

「７.業務内容（１）～（９）」中に示すモニュメント・寄附銘板の制作・設置について、令和８年６月１日（月）から７月１７日（金）までに設置を完了する。

ただし、設置工事の始期については、四街道市役所新庁舎建設工事の進捗により変更となる場合がある。

１０.特記事項

デザインの校正については、最低２回以上行うものとし、電子データ（PDF 形式等）により提出するものとする。

１１.支払条件

本業務における委託料の支払については、２回払いとする。内訳は設計・デザイン・施工に係る費用と銘板（追加分）設置・その他に係る費用に分けて支払うものとする。

また、支払金額内訳表を作成し、契約書に添付するものとする。

１２.その他

（１）受託者は本業務履行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

（２）本業務に伴う必要な経費は、仕様書に明記のないものであっても原則として受託者の負担とする。

（３）受託者は、契約締結後、１５日以内に本業務の業務工程表を市に提出し、監督員の了承を得なければならない。

（４）本業務により発生した著作物のすべての著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利）は、委託料の支払が完了したときをもって市に譲渡されるものとする。また、受託者は、著作物を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。

（５）成果品は受託者に事前の連絡なく、加工及び二次利用できるものとする。

（６）受託者は成果品を記録又は事業実績の紹介の目的に限り使用ができる。

（７）受託者は、市が秘密として指定した事項及び業務の履行に際し知り得た情報を第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。また、契約終了後も同様とし、再委託先についても同様の守秘義務を負うこと。

（８）仕様書の項目に疑義が生じたとき、又は仕様書に定めのない事項が生じた場合、市と受託者が別途協議するものとする。